

平成22年度国民健康保険税について

税務課(内線533)

■平成22年度国民健康保険税の税率と計算方法(1世帯あたり)

医療分 (限度額50万円)	=	所得割 課税所得金額 ×7.9%	+	均等割 20,450円 ×加入者数	+	平等割 22,250円
支援金分 (限度額13万円)	=	所得割 課税所得金額 ×2.7%	+	均等割 6,550円 ×加入者数	+	平等割 6,550円
介護分 (限度額10万円)	=	所得割 課税所得金額 ×2.0%	+	均等割 6,740円 ×対象者数	+	平等割 5,560円

※課税所得金額とは、被保険者の平成21年分(平成21年1～12月)の総所得金額から、基礎控除額33万円を差し引いた額です。

※税率については、平成21年度の税率と変更がありません。

※課税限度額は、平成21年度と比べ、医療分が3万円、支援金分が1万円増額されています。

国民健康 保険税	=	医療分	+	支援金分	+	介護分 (40歳以上65歳 未満の方が対象)
-------------	---	-----	---	------	---	------------------------------

国民健康保険税とは、加入者の国民健康保険税とは、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費などに使われる大切な財源です。

納期限までに必ず納めましょう。(平成22年度の納税通知書は、7月中旬に発送します。)

国民健康保険税は、被保険者(加入者)が属する世帯の世帯主に課税されます

世帯主が職場などの健康保険や後期高齢者医療保険に加入している場合でも、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。

国民健康保険税の所得割額は、加入者の所得申告に基づいて計算されます

所得のない方又は少ない方は、国民健康保険税が軽減されたり、高額療養費の支給条件が有利になったりする場合がありますので、所得の有無に関わらず申告をしてください。

また、市県民税では非課税所得となる遺族年金や障害年金などを受給している方も、その旨を必ず申告してください。

国民健康保険税の

軽減や減免を受けられる

制度があります

○世帯主及び世帯の国民健康保険被保険者の前年所得が一定金額以下の場合、所得に応じて国民健康保険税の均等割額及び平等割額が(7割・5割・2割)軽減されます。

○後期高齢者医療制度の創設に伴い、緩和措置が適用される場合があります。

○倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や、雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方については、申告により国民健康保険税が軽減される場合があります。

○火災や風水害で被害を受けたとき、病気や失業等により所得が激減したときなど、特別な事情により国民健康保険税の納付が困難な場合に、減免が適用となる場合があります。ただし、審査が必要です。事前ににご相談ください。

平成22年8月から
父子家庭に児童扶養手当が支給されます

平成22年8月1日から父子家庭の父に児童扶養手当が支給されます。

福祉課（内線538・539）

■父子家庭の支給要件

- 次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がこの子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。
- ① 父母が婚姻を解消した子ども
 - ② 母が死亡した子ども
 - ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
 - ④ 母の生死が明らかでない子ども
 - ⑤ その他（母が一年以上遺棄している子ども。母が一年以上拘禁されている子ども。母が婚姻によらないで懐胎した子ども。など）

■手当額（月額）

受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

○児童一人の場合

〈全部支給〉 41,720円
〈一部支給〉 9,850円～41,710円

○児童二人以上の加算額
〈二人目〉 5,000円
〈三人目以降一人につき〉 3,000円

■受給するためには

○児童扶養手当を受給するには、申請（認定請求）が必要です。

※11月30日までに「認定請求書」を提出してください。手当は8月分から支給されます。

※11月30日を過ぎると申請の翌月分からの支給になりますので、忘れずに手続きをしてください。

■申請に必要なもの

○受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本（抄本）や住民票など

※支給要件・手当額・申請に必要なものなど、詳しくは、福祉課児童福祉担当にご連絡ください。

■申請窓口・問い合わせ

福祉課児童福祉担当

平成21年度情報公開・個人情報保護の実施状況

市では、伊予市情報公開条例及び伊予市個人情報保護条例に基づき、実施状況を公表します。

■個人情報保護の実施状況

○個人情報取扱事務登録件数 542件

実施機関	内容	件数
市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会	開示、訂正、利用停止の請求	0
	開示、訂正、利用停止の請求に対する決定	0
	不服申し立て	0
	裁決又は決定を行った処理	0

■情報公開の実施状況

実施機関	内容	件数	
市長	公文書公開請求	3	
	処理状況	公開決定	3
		全部公開	0
		部分公開	3
	非公開決定	0	
不服申し立て	0		

※市長部局以外はなし。

■問い合わせ 総務課（内線508）

伊予市ファミリー・サポート・センター

「マミ♡サポ」講習会のお知らせ

■まずは会員登録

- ・おねがい会員（依頼会員）…センターで登録
- ・まかせて会員（提供会員）…講習を受講後に登録
- ・どっちも会員（依頼・提供会員）…講習を受講後に登録

※入会申込書は、市内の公共施設に置いてあります。

■講習会日時

日時	内容	
7/30 (金)	9:30～11:30	①乳幼児に起こりやすい事故と応急処置
	13:30～14:00	②子育て支援者の役割について
	14:00～14:30	③子どもの食育について
	14:30～15:00	④ファミリー・サポート・センターの役割と期待するもの

※託児あり。

■場所 ①伊予消防署

②～④伊予市中央公民館第2会議室

■問い合わせ 伊予市ファミリー・サポート・センター「マミ♡サポ」事務局（☎982-0406）

伊予市食育推進計画策定委員会委員を募集します

健康保険課（内線733・734）

市では、食育の推進を目的とした伊予市食育推進計画の策定の準備をすすめています。

本計画の策定について、皆さんの幅広いご意見を反映させたものとするために、次のとおり市民委員（伊予市食育推進計画策定委員会委員）を募集します。

■審議会等の名称

伊予市食育推進計画策定委員会

■募集人数

3人

■任期 委嘱の日から平成23年3月31日まで

■委員会の予定回数

任期中に3回程度

■謝礼 謝礼を支払います

■応募資格

- 応募時に市民として一年以上経過している満20歳以上の方
- 本市他の審議会等の役員に選任されていない方
- 行政機関の職員でない方

■選考方法

○作文による審査

・「伊予市の食育」を題材とした作文（様式・文字数は不問）

■応募方法

所定の応募申込書に応募の動機などを記入し、作文を添付して、直接又は郵送・Eメールで提出してください。

※応募申込書は、伊予市ホームページ

(<http://www.city.iyo.lg.jp>) からダウンロードしていただくか、伊予市保健センターに置いてあります。

※応募書類は返却しません。審査後の結果は全員に通知します。

■受付期間

7月1日(木)～23日(金)【必着】

■提出先・問い合わせ

伊予市保健センター（〒799-13113、伊予市米湊768-12、Eメール kenkou-hoken@city.iyo.lg.jp）

家を取り壊したときの固定資産税について

税務課（内線532・534）

市では、新增築家屋の調査を不動産登記申請などにより実施し、この調査をもとに賦課期日（1月1日現在）の状況を固定資産課税台帳に登録し、翌年度から課税しています。

また、取り壊し家屋についても、不動産登記申請などによる、実地調査や見回りを行い、翌年度の固定資産課税台帳から除くこととしています。

しかし、登記申請をしていない、又は、未登記である場合の家屋の取り壊しについては、調査員が道路から目視できないなど、現況把握が困難な場合もあるため、法務局で滅失登記申請の手続きを行うか、「家屋滅失届書」を税務課に提出してください。

＝ 7月の市税納期＝

今月の市税の納期は次のとおりです。

	納期限	口座引落日
固定資産税 （第2期） 国民健康保険税 普通徴収 （第1期）	8月2日(月)	7月27日(火)

■問い合わせ 税務課収納担当（内線548・549）

安全安心サポーターが 高齢者のお宅を訪問します

市では、現在、伊予市高齢者交通安全アドバイザー（女性2人）が高齢者宅を訪問し、交通安全を呼び掛けています。

6～11月は、女性2人に加え、県交通安全協会から派遣された「高齢者安全安心サポーター（男性2人）」の2班制で、70～84歳の高齢者宅を訪問しますので、ご協力をお願いします。

■問い合わせ 防災安全課（内線564）

中小企業振興資金融資制度

産業経済課（内線573）

市内で1年以上、中小企業を経営している個人又は法人の方に、事業に必要な運転資金や設備投資資金を低利で融資する制度を設けています。

■融資を受けることができる方

○市内に住居又は事業所があり、市税を完納している方

■融資条件

○融資金限度額 50万円

○融資期間 5年以内

○返済方法 原則として分割払い（一括払いも可）

○保証人 法人の場合はその代表者の方。個人の場合は原則として不要ですが、経営者本人の配偶者などを保証人として求めることがあります。

■貸付利率 年利1.85%（日本政策金融公庫普通貸付利率の0.3%引き、6月9日現在の変動利率）

本政策金融公庫普通貸付利率の0.3%引き、6月9日現在の変動利率）

伊予地区ひまわりプロジェクト連絡協議会

『第6回ひまわり祭り』の開催について

■日時 7月4日(日)、10時～15時（予定）

■場所 ウェルピア伊予

■内容 ○ひまわり苗配布やひまわりの絵の展示

○伊予農高や地元団体による特産品の展示・販売

○和太鼓の演奏や踊りなどのイベント

■問い合わせ 伊予地区ひまわりプロジェクト連絡協議会事務局

（伊予農業高等学校内、☎9821

1225、又は、産業経済課）



平成21年度行政評価の意見公募を行います

行政改革・政策推進室（内線668）

先月号の広報いよしで紹介した行政評価の意見公募を始めます。行政が実施したさまざまな取り組みについて評価した内容を、インターネット上や市政情報コーナーで公開していますので、事務事業に対する皆さんのご意見をお寄せください。

■意見公募期間

7月1日(木)～31日(土)

■行政評価シートの閲覧場所

○伊予市ホームページ (<http://www.city.iyo.lg.jp>)

○市役所1階ロビー、各地域事務所
の市政情報コーナー

※行政評価公開システム(インターネット)で意見を提出するには、登録が必要
要です。

※市役所・各地域事務所に持参する場合は、平日の8時30分～17時15分に提出してください。

ホップ ステップ 消費者力

◆「事故情報データバンク」が開設しました！

「事故情報データバンク」は、生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関から一元的に集約して提供するシステムです。消費者庁ホームページで閲覧・検索ができます。

(<http://www.jikojoho.go.jp>)

◆「消費生活専門相談員」資格認定試験の開催

消費生活相談にかかわる相談員の資格を認定する制度です。今年度は1次試験が松山で開催されます。

■受験申込受付期間 7/5(月)～8/9(月)

■第1次試験 10/2(土)

※合格者は11月中旬に2次試験。

※詳しくは、国民生活センターのホームページ(<http://www.kokusen.go.jp>)をご覧ください。

お問い合わせ・ご相談は、

消費者相談窓口(産業経済課)

専用電話 ☎982-1289

平成22年度後期高齢者医療保険料の納入通知書について

健康保険課（内線524）

後期高齢者医療保険料の納入通知書が7月中に送付されます。後期高齢者医療保険料の納付は、年金から天引きする「特別徴収」と、納付書又は口座振替などで納める「普通徴収」の2種類があります。今回送付する通知書の保険料欄には、「特別徴収額」「普通徴収額」それぞれの納付金額が記入されていますので確認してください。

一定の障害のある方は「後期高齢者医療制度」で医療を受けることができます

65歳以上75歳未満の一定の障害のある方は、申請をすることにより、「後期高齢者医療制度」で医療を受けることができます。

■対象者

65歳以上75歳未満の方で、次の手帳をお持ちの方

○身体障害者手帳

・身体障害者等級表による級別の1～3級に該当する方

・同表の4級の一部に該当する方

○精神障害者手帳

・障害等級の1・2級に該当する方

「普通徴収」の方は、納入通知書が同封されていますので、納期限までに伊予市指定金融機関で納付してください。

口座振替を希望する方は、同封の伊予市市税等口座振替依頼書で、指定金融機関にお申し込みください。

○療育手帳

・手帳の表示がAに該当する方

・手帳の表示がBで、身体障害者手帳4～6級に該当する方

■窓口を持参するもの

○身体障害者手帳等（障害の程度が分かるもの）

○被保険者証

○印鑑

※詳しくは、健康保険課後期高齢者医療担当（内線524）にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の「被保険者証」を交付します

後期高齢者医療制度に加入している皆さんがご持ちの「被保険者証」は8月1日（有効期限平成22年7月31日）から利用できません。そこで、新しい被保険者証を7月中に送付します。ただし、保険料を納付していない方は、納付相談が必要になります。なお、住所変更などで、郵便物が届かない方は、健康保険課窓口で交付します。

国民健康保険の「被保険者証」を交付します

国民健康保険に加入している皆さんがご持ちの「被保険者証」は、8月1日（有効期限平成22年7月31日）から利用できません。そこで、新しい被保険者証を7月中に送付します。ただし、長期間国民健康保険を納付していない方は、窓口での納付相談が必要になります。なお、住所変更などで、郵便物が届かない方は、健康保険課窓口で交付します。

健康保険課（内線545）

国民健康保険被保険者証

国民健康保険被保険者証	有効期限	平成〇年〇月〇日
記号番号	12345678	
氏名	伊予 太郎	性別 男
生年月日		昭和〇年〇月〇日
資格取得年月日		平成〇年〇月〇日
交付年月日		平成〇年〇月〇日
世帯主氏名	伊予 花子	
住所	伊予市米湊〇〇〇番地	
保険者番号		
保険者名	愛媛県伊予市 愛媛県伊予市米湊820番地(Tel.089-982-1111)	

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	有効期限	平成〇年〇月〇日
	被保険者番号	12345678
住所	伊予市米湊〇〇〇番地	
氏名	伊予 花子	性別 ○
生年月日		昭和〇年〇月〇日
資格取得年月日		平成〇年〇月〇日
発効期日		平成〇年〇月〇日
交付年月日		平成〇年〇月〇日
一部負担金の割合		〇割
保険者番号・名称	12345678	愛媛県後期高齢者医療広域連合

平成22年度国民年金保険料の免除申請の受付開始

健康保険課（内線547）

国民年金の月々の保険料は、15,100円（平成22年度）です。

しかし、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請することにより、納付が免除又は猶予される制度があり、平成22年度（平成22年7月1日～平成23年6月30日）申請の受け付けが7月から始まります。

①全額免除・一部納付申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定金額以下の場合には、申請により保険料の納付が全額免除又は一部納付となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予されます。

※①～③の期間は、老齢・障害・遺族基礎

年金の受給資格期間に算入されます。

※②・③については、受給資格期間には算入されませんが、老齢基礎年金の年

金額には反映されません。

※免除又は猶予となった期間については、10年以内であればさかのぼって保険料を納付（追納）することにより、将来、満額の老齢基礎年金を受け取ることができま

す。追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に加算額がつかますので、早めの追納をおすすめします。

■申請に必要なもの

- 年金手帳
- 印鑑
- 離職票、又は、雇用保険受給者証（失業した方）
- 学生証、又は、在学証明書（学生の方）

■申請窓口・問い合わせ

健康保険課、又は、松山西年金事務所（☎92515105）

＝ 市内の交通事故状況 ＝

（5月末日現在）

	5月	累計	前年比
発生	15件	78件	- 8件
死者	2人	3人	+ 2人
傷者	22人	107人	- 5人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

（5月末日現在）

	5月	累計	前年比
侵入盗	4件	20件	+ 4件
自動車盗	2件	3件	- 1件
オートバイ盗	0件	4件	- 5件
自転車盗	5件	24件	+ 3件
車上ねらい	4件	19件	+ 4件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く）は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
7	3(土)	岩井水道工業所	大 平 983-3066
	4(日)	藤岡工業(株)	上 灘 986-0350
	10(土)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
	11(日)	未来設備	尾 崎 983-5282
	17(土)	功栄設備	中 村 982-5888
	18(日)	(有)升田金物店	出 漣 967-0067
	19(月)	(有)ハヤタ設備工業	上吾川 983-0398
	24(土)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
	25(日)	友澤設備	大 平 982-1381
	31(土)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268
8	1(日)	(有)田中興業	中 山 967-0558
	7(土)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450
	8(日)	佐伯工業所	灘 町 983-1244

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
水の事故から身を守るために

伊予消防署 ☎ 982-0657

今年も夏がやっ

てきました。海や川・プールなど、水に親しむ機会が多くなる季節です。また、同時に一年の中で最も水の事故が多くなる季節でもあります。



水は、私たちにとつて大切なものですが、一つ間違えれば生命にかかわる重大な事故につながります。水による事故は、一瞬の気の緩みや不注意から起きています。水のあるところには、事故の危険性があることを忘れずに周囲の人が気を配り、事故を未然に防ぐようにしましょう。

こんな場所には要注意！

《家庭内》

- ▽水の入っている浴槽、洗濯機
- ▽ビニールプール
- ▽庭の池

好奇心と行動力の旺盛な乳幼児は、周囲の大人が気を配って守る以外に方法はありません。日ごろから子どもの行動を先回りして、

環境の整備を心掛けましょう。

《家の周り》

- ▽ため池・用水路
- ▽工事現場
- ▽井戸
- ▽マンホール
- ▽「危険」の表示がある場所

子どもたちは危険な場所ほど興味を引かれるものですが、危険かどうかの判断はできません。実際にも危険な場所を見せて教えておくのも事故を未然に防止する一つの方法です。

子どもが泳ぎに行くときの注意点

- ▽どこへ行くのか聞く
- ▽海や川に子どもたちだけで行かせない。
- ▽誰と行くのか聞く
- ▽一人では行かせない。
- ▽いつ帰るのか聞く
- ▽約束の時間に帰らせる。
- ▽泳ぐときの注意点を聞かせる
- ▽行く前に必ず健康チェック

「顔色は良いか」「熱はないか」「風邪を引いてないか」「疲れている様子はないか」など



救助の誇り！熱き戦いへ
『全国消防救助技術大会』

この大会は、(財)全国消防協会主催により、昭和47年から毎年開催され、今年で39回目となります。救助技術の高度化に伴い、基本的要素を練磨することを通じて、消防救助活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国から勝ち抜いた救助の精鋭隊員が一堂に会し、競い、学ぶことにより、他の模範となる消防救助隊員を育成し、市民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的としています。

伊予消防では、この全国大会に向けて6月29日に「組合救助選考会」を開催し、「陸上の部」「水上の部」で優秀な成績をおさめた個人・チームは、7月22日に徳島県で開催される「消防救助技術四国地区指導会」に出場し、四国大会でトップの成績をお



■伊予市管内の火災と救急出場件数(5月末日現在)

種別	5月分			累計		
	火災 件数	本庁	1	1	本庁	4
中山		0	中山		1	
双海		0	双海		1	
救急出場 件数	本庁	110	140	本庁	543	747
	中山	20		中山	105	
	双海	10		双海	99	

火災・救急 → 119
火災 救急病院 案内 982-5959

さめた個人・チームは、8月27日に京都で開催される「全国大会」に出場します。